

【重要】「学びの継続のための『学生支援緊急給付金』の申請について

この度、文部科学省により「学びの継続」をするための『学生支援緊急給付金』事業が創設されました。

この制度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活の継続が困難になっている学生を対象に現金給付の支援を行うものです。

■学生支援緊急給付金支給金額

・住民税非課税世帯の学生 20万円 左記以外の学生 10万円

■対象となる学生

・本学専門課程学生
・家庭から自立してアルバイト収入により学費・生活費を賄っている学生で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が大幅に減少し、世帯収入の減少等により家庭からの追加的給付が難しく修学の継続が困難になっていること等

申請を希望する学生は、【「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用)】をよく読み、要件に該当するかを確認し、必要書類の準備を進めてください。

申請の手引き・申請書等は、文部科学省のウェブサイトより閲覧・ダウンロードしてください。

(ダウンロードが難しい場合は、希望者に配布しますので担任に申し出てください。)

文部科学省 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

■提出書類

- ①様式1 「学生支援緊急給付金申請書」
- ②様式2 「誓約書」
- ③支給要件ごとの証明書类等

■提出期限・提出方法

提出期限：6月10日(水)(期限厳守・必着)

担任に手渡し、もしくは以下まで簡易書留等の配達記録が残る方法で郵送してください。

〒533-0015 大阪府大阪市東淀川区大隅1-1-25 学校法人瓶井学園 学生支援緊急給付金担当者 宛

■その他、注意事項

- * 申請には要件があり(詳細は「申請の手引き」参照)、また各大学・専門学校等に推薦枠が配分されるため、配分された推薦枠数を超える申請があった場合には採用されない可能性があることをご了承ください。
- * 提出された書類をもとに審査(必要に応じてヒアリング)を行いますが、書類が不足していれば十分な審査ができません。特別な事情がある場合は、申請書の3.「申し送り事項」に記載してください。
- * 多くの学生からの申請が想定されます。個別の問い合わせに十分お答えできない可能性があることをご了承ください。まずは「申請書の手引き」をよく読み、申請書類一式を期限までに提出してください。
- * 内容に確認事項がある場合は、担当者より学生本人(または生計維持者)にご連絡させていただきます。
- * 万一虚偽申請があれば、返金を求められるほか、学生指導の観点から調査を行う可能性もありますので、ご本人が責任をもって申請してください。